

地域主導型新エネルギー活用プロジェクト支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域の特性に応じた新エネルギーの効果的な活用による地域振興を図るため、別に定める地域主導型新エネルギー活用プロジェクト支援事業補助金実施要領(以下「要領」という。)に基づき市町村と連携した企業・商工団体等(以下「市町村との連携団体等」という。)が実施する事業の経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則(昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、新エネルギーとは、太陽光発電・熱利用、風力発電、中小水力発電、バイオマス発電・熱利用等とする。

(補助対象団体)

第3条 補助金交付の対象となる団体は、千葉県内の市町村との連携団体等とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者(法人その他の団体にあつては、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体等の運営に関与している者又は当該団体等の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該団体等は、補助の対象とならない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

二 次のいずれかに該当する行為(イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあつては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、市町村との連携団体等が行う新エネルギーの活用による地域振興策の検討等とし、その例及び補助対象経費の例は、別表1に掲げるとおりとする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費から国又はその他の補助金等の収入額を控除した額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)と当年度の予算額のうち、いずれか低い額とする。

(申請)

第6条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、知事が定める期日までに地域主導型新エネルギー活用プロジェクト支援事業補助金交付申請書(別記第1号様式)を、知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により付する交付の条件は、次のとおりとする。

- 一 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分を変更する場合には、知事の承認を受けること。
ただし、補助額に変更を生じないで、かつ、補助対象経費の20パーセント以内の軽微な変更については、この限りではない。
- 二 補助事業を中止又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- 三 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 四 その他知事が必要と認める事項

(変更等の手続)

第8条 前条第1号及び第2号に定める承認を受けようとするときは、地域主導型新エネルギー活用プロジェクト支援事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(別記第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 規則第10条の規定による補助事業の状況報告は、別に定める方法により行うものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度終了の日のいずれか早い日までに、地域主導型新エネルギー活用プロジェクト支援事業補助金実績報告書(別記第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(交付の請求)

第11条 規則第15条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、地域主導型新エネルギー活用プロジェクト支援事業補助金交付請求書(別記第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(暴力団密接関係者)

第12条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第3条第2項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

(書類の保管)

第13条 この要綱により補助金の交付を受けた市町村との連携団体等は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該収入及び支出の内容を証する書類を整備し、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月22日から施行し、平成25年度分の予算に係る補助金から適用する。

この要綱は、平成29年4月20日から施行し、平成29年度分の予算に係る補助金から適用する。

この要綱は、令和3年8月5日から施行し、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

この要綱は、令和4年5月16日から施行し、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。